

S I P 制度評価WG 議事運営規則（案）

平成 28 年 12 月 13 日  
戦略的イノベーション創造プログラム  
ガバニングボード  
S I P 制度評価WG

（S I P 制度評価WGの運営）

第1条 戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）制度評価ワーキンググループ（以下「S I P 制度評価WG」という。）の運営に関しては、この議事運営規則の規定するところによる。

（座長）

第2条 S I P 制度評価WGの座長は、構成員の互選等により決定する。

2 座長は、S I P 制度評価WGの事務を掌理する。

3 座長がS I P 制度評価WGに出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。

（議事）

第3条 S I P 制度評価WGは、構成員の半数が出席しなければ、開催することはできない。

2 議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

（委員の欠席）

第4条 S I P 制度評価WGに属する構成員がS I P 評価WGを欠席する場合、代理人を出席させることはできない。また、他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 S I P 制度評価WGを欠席する構成員は、座長を通じて、当該S I P 制度評価WGに付議される事項につき、あらかじめ書面等により意見を提出することができる。

（公開）

第5条 S I P制度評価WGの会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項但し書きの規定により、S I P制度評価WGの会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(審議内容等の公表等)

第6条 座長は、S I P制度評価WGにおける審議の内容等を、議事録その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議内容等を公表しないことが適当であると判断したときは、S I P制度評価WGの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、制度評価WGに関し必要な事項は、座長が定めることができる。